

■第2回検討会（R4.9/6）以降の「広域避難先施設 開設運営マニュアル」の主な更新箇所一覧（新旧対照表）

資料4

No.	旧(第2回検討会時点)		新(第3回検討会時点)		修正意図
	頁	記載内容	頁	記載内容	
1	表紙	—	表紙	【新規追加】 ※本マニュアルひな型は、広域避難先施設の開設運営等に必要となる主な項目に特化して整理したものであり、その他通常の避難所等とも共通する項目等については、下記リンク先に掲載の内閣府「避難所運営ガイドライン」を参照されたい。 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/	本マニュアルひな型とあわせて、内閣府「避難所運営ガイドライン」も参照すべきことを記載
2	目次	—	目次	【更新】	以下の箇所の修正に伴い更新
3	1	—	1	【新規追加】 なお、ここでいう「広域避難先施設」は、自治体の行政区域を越える避難の受け入れ先としての利用について、事前に協定等を締結している施設のことを意味する。	本マニュアルひな型における「広域避難先施設」の定義を記載
4	4	広域避難情報の発令	4	【修正】 広域避難を促す情報の発信	首都圏における大規模水害広域避難検討会「広域避難計画策定支援ガイドライン」（令和4年3月）の表現に統一
5	6	ここで言う「要配慮者」と「体調不良者」の要件は、以下のとおりとする。	6	【修正】 ここで言う「要配慮者」と「体調不良者」については、主に以下のとおりであるが、当該避難者の状況等に応じて、柔軟に該当性の判断を行うものとする。	宿泊スペースに誘導すべき避難者の範囲について、柔軟な判断・対応が必要である旨を記載
6	6	「要配慮者」の要件	6	【修正】 「要配慮者」の例	同上
7	6	「体調不良者」の要件	6	【修正】 「体調不良者」の例	同上
8	—	—	7	【新規追加】 「2-4. ペット同行避難者への対応について」を新規追加	ペットを連れて広域避難する住民への対応について、ペットの受け入れ可能な広域避難先施設と、ペットの受け入れが不可能な広域避難先施設とに分けて、それぞれの基本的な対応方針を記載
9	—	—	12	【新規追加】 「庁舎等から搬入すべき資機材等チェックリスト」のNo.3～5に、「外国人避難者への案内チラシ（A4両面印刷）」、「ペット受付管理表（A4両面印刷）」及び「ペット同行避難者への案内チラシ（A4両面印刷）」を追加し、以下付番を繰り下げ	新規追加した様式をチェックリストに反映
10	—	—	12	【新規追加】 ※上記のほか、広域避難先施設の設備状況等に応じて必要な資機材等を搬入するものとする。	開設準備段階において、追加に必要な資機材等の搬入について記載
11	—	—	14	【新規追加】 「5-5. 広域避難先施設への物資調達支援」を新規追加	やむを得ず必要物資（水・食料等）を持参できなかった広域避難者が来所した場合に備えた、予備物資の調達体制について記載

■第2回検討会（R4.9/6）以降の「広域避難先施設 開設運営マニュアル」の主な更新箇所一覧（新旧対照表）

資料4

No.	旧（第2回検討会時点）		新（第3回検討会時点）		修正意図
	頁	記載内容	頁	記載内容	
12	—	—	19	【新規追加】 「受付時使用物品等チェックリスト」のNo.3～5に、「外国人避難者への案内チラシ（巻末資料㊸）」、「ペット受付管理表（巻末資料㊸）」及び「ペット同行避難者への案内チラシ（巻末資料㊸）」を追加し、以下付番を繰り下げ	新規追加した様式をチェックリストに反映
13	21	開設準備完了報告・広域避難情報の発令等	22	【修正】 開設準備完了報告・広域避難を促す情報の発信等	首都圏における大規模水害広域避難検討会「広域避難計画策定支援ガイドライン」（令和4年3月）の表現に統一
14	21	・開設予定の広域避難先施設の準備完了報告等を踏まえ、広域避難自治体は広域避難情報を発令する。	22	【修正】 開設予定の広域避難先施設の準備状況等を踏まえ、広域避難自治体は広域避難を促す情報を発信する。	同上
15	22	世帯単位で避難者カードの記入を依頼し、記入後は案内チラシを配布する。避難者からの相談に対応した場合は相談対応メモで記録するほか、落とし物が届けられた場合は、落とし物受付簿に記録する。	23	【修正】 世帯単位で避難者カードの記入を依頼し、記入後は案内チラシを配布する。外国人避難者が来所した場合は、外国人避難者への案内チラシ（巻末資料㊸）で案内する。ペット同行避難者については、施設のペット受入可否に応じて、上記2-4のとおり、対応することとする。また、避難者からの相談に対応した場合は相談対応メモで記録するほか、落とし物が届けられた場合は、落とし物受付簿に記録する。	外国人避難者やペットを連れてきた避難者への対応について記載
16	23	東京都からの要請に基づき、受付から各避難スペースまでの避難者誘導を行うほか、施設内の定期的な巡回等も実施する。	24	【新規追加】 東京都からの要請に基づき、受付から各避難スペースまでの避難者誘導を行うほか、施設内の定期的な巡回等も実施する。特に宿泊スペースの避難者については、体調の急変等が無いか、巡回時に声掛け確認を行うなど、きめ細かに配慮することとする。	配慮が必要な方や体調がすぐれない方へのきめ細かな配慮の必要性を記載
17	—	—	24	【新規追加】 また、新型コロナウイルス感染症など、特別な対策が必要な避難者については、他の避難者とは別にそれぞれの専用スペースを設けるなど、適切な対応を行うこととする。	特別な対策が必要な避難者に関する対応について記載
18	—	—	38	【新規追加】 「庁舎等から搬入すべき資機材等チェックリスト」のNo.3～5に、「外国人避難者への案内チラシ（A4両面印刷）」、「ペット受付管理表」及び「ペット同行避難者への案内チラシ」を追加し、以下付番を繰り下げ	新規追加した様式をチェックリストに反映
19	—	—	40	【新規追加】 「資機材管理表」のNo.3～5に、「外国人避難者への案内チラシ」、「ペット受付管理表」及び「ペット同行避難者への案内チラシ」を追加し、以下付番を繰り下げ	新規追加した様式をチェックリストに反映
20	—	—	46～47	【新規追加】 「㊸外国人避難者への案内チラシ」を新規追加	外国人避難者用として、やさしい日本語や英語で記載した案内チラシを新規追加
21	—	—	48	【新規追加】 「㊸ペット受付管理表」を新規追加	広域避難先施設で受け入れたペットの情報を適切に管理するための様式を新規追加
22	—	—	49	【新規追加】 「㊸ペット同行避難者への案内チラシ」を新規追加	ペットを連れてきた避難者に向けた案内チラシを新規追加

■ 第2回検討会（R4.9/6）以降の「広域避難先施設 開設運営マニュアル」の主な更新箇所一覧（新旧対照表）

資料4

No.	旧（第2回検討会時点）		新（第3回検討会時点）		修正意図
	頁	記載内容	頁	記載内容	
23	45～49	「㊟スペース等への掲示物一式」	50～54	【修正】 「㊟スペース等への掲示物一式」について、日本語だけでなく、やさしい日本語や英語の表記を追加	外国人避難者も理解できるよう、掲示物一式について、やさしい日本語や英語の表記を追加